

「政務活動費の指針」の改定について

1 改定内容

(1) 政務活動費に係る書類の議長への提出方法

地方自治法の改正（令和5年5月8日公布、令和6年4月1日施行）により、令和6年4月から電磁的記録による収支報告が可能となるが、本県議会では、収支報告書を含めた政務活動費に係る書類の提出については、会派申合せにより、当面、書面で議長に提出することとした。

(2) その他

ア 改選期の年会費等の取扱い

一括で支払う年会費や年間購読料といった経費の対象期間が改選期をまたぐ場合は、改選月の翌月以降の利用分を改選後の政務活動費で充当できることを明記した。

イ 事務所の事業ごみに係る処理費等の充当

事務所から排出される事業ごみの処理費や政務活動で使った備品の処分費について、政務活動費で充当できることを明記した。

ウ 改選期の3月支出分に係る証拠書類等の事前確認の提示期日

改選期の3月支出分に係る証拠書類等の事前確認の提示期日は、別に議長が定める日とした。

2 適用時期

令和6年4月に交付される政務活動費から適用するものとする。

【参考】改定に至る検討の経緯

- 令和5年9月～12月 ・政務活動費連絡会が政務活動費のあり方を検討
(全8回開催)
- 12月6日 ・同連絡会が検討結果を報告書として取りまとめ、決定
- 12月18日 ・同連絡会座長が団長会に出席し、報告書の内容を説明、全会派一致で了承
- ・了承した報告書に基づき、議長から「政務活動費に係る書類の議長への提出方法について」の会派申合せの案が提示され、協議の結果、全会派一致で了承